



保健だより (冬期の感染症について)



1. 教室の換気の徹底をお願いします。

皆さん、あけましておめでとうございます。とても寒い日が続きますが、元気に「おはようございます!!」と挨拶してくれる皆さんを見て、元気をもらっています(^ ^)今年も体調管理に気をつけながら、みんなで乗り切っていきましょう。もし、何か不安な気持ちがある人は、保健室に足を運んでみてくださいね。



さて、今年はエアコン工事の為、暖房器具はストーブを使用しています。新型コロナウイルス感染症対策だけでなく、ストーブ使用時は「換気」が欠かせません。石油ストーブは、室内の空気を使って燃焼するため、換気が不十分だと室内の酸素が減少し、不完全燃焼による一酸化炭素(CO)中毒を起こすことがあります。一酸化炭素中毒になると、頭痛や吐き気、めまい等の体調不良を起こしてしまうことも。

教室でストーブを使用する際は、必ず対角線上の2カ所のドアや窓を10センチずつ、常時開けて使用してください。換気へのご協力をよろしくお願いします。

2. 冬期の感染症について(ノロウイルス感染性胃腸炎に注意!)

皆さんは、ノロウイルスによる感染性胃腸炎を知っていますか? 1年を通して発生はみられますが11月くらいから発生件数は増加しはじめ、12~翌年1月が発生のピークになる傾向がある感染症です。潜伏期間(感染から発症までの時間)は24~48時間で、主な症状は吐き気、嘔吐、下痢、腹痛であり、発熱は軽度の場合が多いです。治療は脱水症状に対する水分補給や、体力の消耗を防ぐために栄養を補給することが中心になります。多くは1~2日で自然に回復します。

ノロウイルスは、石けんやアルコールによる消毒では十分ではありません。嘔吐物や便の処理と消毒については、次亜塩素酸ナトリウム(家庭用漂白剤)による消毒や85℃以上1分以上の加熱が有効です。罹患した場合は、出席停止となりますので「治癒報告書」の提出をお願いします。(治癒報告書は学校HPにあります)



3. 学校でケガをしたときには「災害共済給付制度」があります。

特に3年生は卒業前の「早めの申請」をお願いします。

学校の管理下では、休憩時間や体育時間など様々な状況において、「けが」をすることがあります。日本スポーツ振興センター災害共済給付制度とは、学校の管理下で「けが」等をした時に、保護者に対して給付金(災害共済給付)を支払う制度です。その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上(500点以上)のものが対象になります。保険外診療(差額ベッド代・選定医療費・松葉杖レンタル等)は給付の対象になりません。夏休み中に学校の管理下(部活等で怪我をした人は、日本スポーツ振興センターの申請用紙を保健室まで取りにきてください。日本スポーツ振興センター災害共済の申請する時効は、怪我をしてから2年間です。早めの申請をお願いします。